

●香川県告示第122号

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第57条第1項の規定により指定した社団法人香川県浄化槽センターから申請があった検査の手数料の変更について、次のとおり承認したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更後の検査の手数料

浄化槽の処理対象人員	検 査 の 手 数 料	
	法第7条に関する検査	法第11条に関する検査
10人以下	9,700円	5,200円
11人以上20人以下	11,100円	6,700円
21人以上50人以下	12,300円	7,900円
51人以上100人以下	13,700円	12,700円
101人以上500人以下	15,200円	14,000円
501人以上	16,800円	15,500円

2 変更年月日

平成23年4月1日